

第3回
2011年度DRP検討委員会 議事録（案）

日 時： 2011年9月20日（火） 9:30～11:40
場 所： JPNIC会議室

1 議題：

1. UDRP手続規則改訂をJP-DRP手続規則に反映することの是非についての検討
2. 新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することの是非についての検討
3. 個人情報保護法の観点からのゾーンファイルアクセスの是非についての検討

2 資料：

- 資料1 第1回2011年度DRP検討委員会議事録（案）
- 資料2 第2回2011年度DRP検討委員会議事録（案）
- 資料3 JP-DRP手続規則の改訂案について
- 資料4 UDRP手続規則の改正内容について
- 資料5 JIPACからの回答書
- 資料6 電子署名に関するWIPOからの回答内容
- 資料7 NAFの補則（National Arbitration Forum UDRP Supplemental Rules）抜粋
<http://domains.adrforum.com/main.aspx?itemID=631&hideBar=False&news=26>
- 資料8 ゾーンアクセスファイルと個人情報保護法との関係についての簡略メモ

3 出席者(50音順)(敬称略) :

	氏名	所属
委員長	早川 吉尚	立教大学教授
委員	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
委員	宍戸 一樹	弁護士法人 曽我・瓜生・糸賀法律事務所 弁護士
委員	島並 良	神戸大学教授
委員	林 いづみ	日本知的財産仲裁センター センター長／永代総合法律事務所 弁護士
委員	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
	丸山 直昌	JPNIC 理事 DRP 担当

DRP 検討委員会資料作成専門家チーム：加藤恒也

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、高山由香利

※小川和茂委員は欠席

4 議事 :

9:30、委員長の早川氏により開会された。

1. ゾーンファイルアクセスと個人情報保護法との関係について

(1) 上沼氏の見解等について

上沼氏より、ゾーンファイルアクセスと個人情報保護法の関係について、堀部政男教授（情報法）の見解が以下のとおり紹介された。

- そもそもドメイン名が個人情報に該当するかという点について、ドメイン名から直ちに特定個人の個人情報が引き出されるわけではなく、また、ドメイン名と特定個人の個人情報が一対一で対応しているわけでもないため、Whois 検索を介することによってドメイン名から容易に個人情報を照合することが可能であるとしても、ドメイン名が個人情報に該当すると解することには疑問がある。
- 登録者は、個人情報である氏名の公開について同意している以上、公開の方法がゾーンファイルの提供という形であれ、Whois 検索という形であれ、変わりはないのではないか。

続いて、上記見解を踏まえた上沼氏の見解が以下のとおり示された。

- ドメイン名が個人情報に該当するとすれば、例えば、会社の登記簿謄本には代表取締役の住所氏名が記載されていることから、会社の登記簿謄本の取得につながる会社の商号や所在地等の情報が個人情報に該当することになりかねない。
また、ドメイン名が個人情報に該当することを理由としてゾーンファイルの提供が個人情報保護法に抵触すると解釈し、そのためにゾーンファイルを提供できないということになると、会社四季報のような会社の所在地等が記載されている一覧性のある資料が個人情報保護法に抵触して公開できないということにもなりかねないのではないか。
- このように考えると、登録者の本件同意内容を前提とした場合、ゾーンファイルの提供が

- 資料 8 は、Whois 検索を介することによってドメイン名から特定個人の個人情報を照合可能であることからドメイン名が個人情報に該当するという前提で作成したものであるが、ドメイン名が直ちに特定個人と一対一対応で結びつくわけではないため、ドメイン名そのものが個人情報に該当するとは解されないのではないか。
- また、仮に、ドメイン名が個人情報に該当するとしても、Whois により第三者提供を行うこと自体については登録者の同意があるので、ゾーンファイルの提供という形で開示されることについてまで同意がなくともよいと思われる。

(2) 質疑応答等について

- (1) の上沼氏の見解を踏まえ、以下のとおり質疑応答等がなされた。
- 同意の範囲が問題となる余地があることについて
 - ドメイン名について Whois 検索を用いると、登録担当者の情報が出てくるが、この点においていえばドメイン名と登録担当者の情報が一対一で対応しているといえる。
 - 登録担当者の情報については、個人情報に該当すると解されるが、Whois 検索を用いて登録担当者が出てくることについては、当該登録担当者の同意がある。
 - Whois 検索で導かれる登録担当者の情報が個人情報であり、当該個人情報の保有者たる登録担当者について、Whois 検索を用いた形で個人情報が公開されることの同意があるということであれば、本件は同意の範囲を問題とすべきなのではないか。
 - その点については、ゾーンファイルを利用する場合であっても利用しない場合であっても、Whois にアクセスすることによって登録担当者の情報が検索されるという点は変わらないであり、Whois 検索によって個人情報が検索されること自体が同意の対象であると考えられるので、結局、ゾーンファイルの提供の有無にかかわらず同意の範囲は同一であるといえ、同意の範囲は問題とならないように思われる。
 - 登録担当者にとってみれば、自分が担当する特定のドメイン名の存在を知っている者が Whois 検索によって自分の情報にアクセスできることまでは想定しているだろうが、ゾーンファイルの提供によってアクセス可能な者が増大するという条件下で Whois 検索が利用されることまで想定して同意しているわけではないのではないか。このような観点からはゾーンファイルの提供の有無にかかわらず同意の範囲が同一であるとはいえないのではないか。
 - そのような個人情報が検索される方法についてまで想定していないという議論は、ドメイン名とゾーンファイルの関係に限った話ではないように思う。例えば、先ほど述べた会社の登記簿謄本と会社四季報との関係に即して考えると、会社の商号と所在地を収集してリストを作り、これを公開することが個人情報保護法に抵触して許されないということになってしまわないか。もともと会社が情報開示の範囲として許諾しているのは登記簿謄本までであり、商号等のリストを作ることまで許諾していない、とすることは個人情報保護法の解釈の帰結として疑問がある。
 - ゾーンファイルアクセスの議論と会社の登記簿謄本の議論をパラレルに考えると、社名は判明しているが所在地が分からず、登記簿謄本を入手できないという会社は数多くあり、

要は、情報公開の方法についても同意の対象となっており、本件は、同意の範囲の問題であると考えることができるのではないか。

- 個人情報保護法は、情報公開の方法についてまで規定しておらず、同意の対象に情報が公開される方法についてまでは含まれていないように思われる。
- 個人情報保有者が個人情報の開示について同意する場合には、開示するか・しないかという選択しかなく、開示の形態を限定した同意はできないということか。
- 個人情報保護法の建付け上は、開示するか・しないかという選択のみであると思われ、情報が開示される形態については同意の対象に含まれず、本件を同意の範囲の問題であると捉えることは難しいように思われる。

■ Whois の利用目的という観点について

- 個人情報保護法の問題と、JPNIC が登録者から情報を受け、開示することなどに関するルール（登録者や Whois 利用者等との契約）とは区別して考える必要がある。

公開されている「ドメイン名情報および IP アドレス情報の取扱い等に関する規則」第 5 条第 2 項において、「WHOIS 公開情報の提供を受けた者（以下「情報受領者」という）は、『JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて』に定める目的の範囲内で、自己の責任において当該の WHOIS 公開情報をを利用するほか、当社の書面による承諾なく、当該情報を第三者に提供したまは公開、頒布してはならない。」と定められていることから、例えば、Whois によって取得された登録担当者の情報等を名簿にして商売を行うようなことは、JPNIC に無断ではできないと考える余地はないか。
- ゾーンファイルの開示を要求する者は、名簿によって商売を行おうとする者よりも、「商標サーチ」（ゾーンファイルを用いて得られた結果を内部のデータベースとして保管するような形態が想定されている。）を行おうとする者が多いと思われ、このような利用方法自体をもって「第三者に提供」するとは言い難い側面がある。

むしろ、ゾーンファイルの提供によって懸念される問題は、端的に言えば、それによって得られた情報について、Whois の利用目的に反する情報の利用を行おうとする者が現れる可能性が高くなり、また、ゾーンファイルがあることによって Whois の利用目的に反する情報の利用を行うことが容易になってしまふことである。
- 商標サーチについては、例えば、商標サーチの結果に基づき著名な会社が使うであろう商標を先取りして高く売りつけるなど、Whois の利用目的に反するという解釈が可能な場面も想定できるように思われる。「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」における JP ドメイン名の情報の収集・利用・公開等の目的は限定的に規定されており、商標サーチが可能であることは明示されていない。
- Whois の利用目的については、特定のドメイン名からスパム攻撃がなされたりした場合に、

■ 本件の問題設定の在り方について

- 「ドメイン名情報およびIPアドレス情報の取扱い等に関する規則」のような登録者やWhois利用者等との契約を巡る議論については、ゾーンファイルの提供を可能とすることを第一に考えるのであれば、規則を改訂するなどの方法によって対処することが可能であり、むしろ、問題は、そのような規則の改訂によってはクリアすることができない上位規範としての法律上の制約がないか、すなわち、ゾーンファイルの提供が個人情報保護法に抵触しないかということである。
- 第三者提供についての同意があれば個人情報保護法上も問題がない以上、個人情報保護法を上位規範として捉えるよりも、まず、同意をどこまで取り付けるかということを決定し、当該同意の対象から外れてしまった情報の処理については個人情報保護法によって外在的に決定されることになるという問題設定の方が適切ではないだろうか。
- そのような問題設定においては、同意の内容が判然としない場合についてどのように考えることになるのか。
- その場合には、同意の意思解釈の問題として捉えることになり、個人情報保護法の解釈の問題にはならないのではないか。
- そうすると、個人情報保護法は、同意の内容が判然としない場合のルールは提供していないと解し、積極的に（ゾーンファイルの提供について）同意を取り付けていない限り、ゾーンファイルの提供はできないということになる。
- ゾーンファイルの提供といつても実質的にはWhois検索によって登録担当者等の個人情報の照合がなされるという仕組み自体に変わりはないところ、Whoisにより第三者提供を行うこと自体には同意がある以上、上記のような帰結は規制として行き過ぎであるように思われる。

■ まとめ

- 個人情報保護法上、個人情報の第三者提供について事前に同意を取り付けていれば問題がないが、本件において、登録者は「ゾーンファイルが提供された形でWhois検索がなされること」についてまで知らされておらず、「ドメイン名がWhois検索に用いられること」についてのみ明示的な同意をしているという状況にある。
この点、上述の議論を踏まえれば、ゾーンファイルの提供につき、Whois検索がなされることについての同意をもって足りると解する説と、当該同意の範囲はゾーンファイルの提供についてまでは及ばないと解する説は両説あり得ると思われる。
そして、両説があり得る以上、登録者にとってゾーンファイルの提供が不意打ちとなり得るという不利益を考慮する必要があり、現状、「ゾーンファイルが提供された形でWhois検

索がなされること」について明確な同意がない以上、ゾーンファイルの提供の可否については慎重に考えるべきであるように思われる。

- また、ゾーンファイルの提供によって Whois の利用目的に反した個人情報の利用を行おうとする者が現れる可能性が高まることが懸念され、かつ、技術的にそのような個人情報の流出を実効的に規制することが難しいという現状がある。
- さらに、「gTLD」においては、ゾーンファイルによって Whois 検索が容易に可能であることによってスパムメール対策が必要となり、「プロキシー登録」（レジストラの名前で登録して、真の利用者の名前を表に出さない登録）を可能とするサービスをレジストラが行っており、Whois の検索結果が真の登録者を表示していないという批判がなされている。要は、ゾーンファイルの提供によって Whois 検索結果の正確性の低下という問題が生じているのである。ここまで考えると、「.jp」において、ゾーンファイルの提供をしないことには、Whois 検索結果の正確性を維持するというメリットがあると考えられる。
- 以上の議論を踏まえ、①ゾーンファイルを提供していないというこれまでの運用が、個人情報保護法や「ドメイン名情報および IP アドレス情報の取扱い等に関する規則」等の解釈、登録者の同意対象の範囲等に照らして整合性があること、②ゾーンファイルを提供しないことによる利益、ないし提供することによって想定される弊害等（個人情報漏洩の危険、Whois 利用目的に反する商売、ゾーンファイル提供に明示的に同意していない人にとって不意打ちとなること、Whois 検索結果の正確性の低下など）について、次回までに答申案を作成する。

2. UDRP手続規則改訂をJP-DRP手続規則に反映することの是非について

(1) 日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）の回答について

林氏より資料5に基づき、UDRP 手続規則改訂を JP-DRP 手続規則に反映することの是非に関して、以下のとおりセンターの回答の報告がなされた。

- 「JP-DRP 手続規則においても電子メール提出一本化の改正を行うべきか、あるいは現状のまま（プリントアウト提出及び電子メール提出の両方を要求）で良いか、また電子メール提出一本化を開始した場合の送信ファイルサイズに上限を設けるべきか」という点について
 - センターの実務上、申立件数がそれほど多くないことから、申立書等の提出について、書面提出と電子メール提出の両方を求めるという現状方式について特に問題はないとのことである。ただし、JPNIC が UDRP 手続規則改訂を JP-DRP 手続規則に反映する方針を採用するならば、センターはそれに応じて必要な対応を行うとのことである。
 - また、仮に、電子メール提出に一本化した場合には、電子署名（認証レベルのものを要求）は、委任状その他の全ての書類について要求すべきであるという意見があった。
 - 送信ファイルサイズの上限設定については、後述。
- 「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則（以下「補則」という。）第3条 (a) (ii) 電子メールの括弧書の部分を削除するか否か」という点について
 - 電子メール提出に一本化しないという前提においては、現状の補則第3条 (a) (ii) の括弧書を削除する必要はないと考えているとのことである。なお、補則第3条 (a) (ii) の

■ センター事務局からの提案について

センター事務局より、事務手続上の観点から以下の提案がなされたとのことである（ただし、以下の②及び③については、センター運営委員会における議論は未了であるとのことである。）。

- ① 送信ファイル上限設定の必要性については、現在、技術上の制約（上限）ではなく、分割送付等を求める必要性はないが、将来的に申立書等の提出が電子申立に一本化された場合には、センター事務局に印字・製本業務が課され得る場合に何らかの上限（ファイル容量なり字数なり）を設定する余地を残すため、補則において上限を課すことができる旨を規定することも一案ではないか（以下「提案①」という。）。
- ② 当事者双方に代表者資格証明書を提出させる根拠規定が不在のため手当てされるべきではないか（以下「提案②」という。）。具体的には、
 - 申立書添付資料について、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下「手続規則」という。）第 3 条 (b) xvi として
「申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前 3 か月以内の日付をもって証明されたもの）」を追加する
 - 答弁書添付資料について、手続規則第 5 条 (b) x として
「登録者が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前 3 か月以内の日付をもって証明されたもの）」を追加する
 - 補則第 3 条 (b) のうち「本条 (a) 項 (i) に基づく書類」の次に「（手続規則第 3 条 (b) xvi または第 5 条 (b) x に規定する証明書類を除く）」を追加する
- ③ 申立手数料の銀行振込みを申立文書ファイルのメール送信やセンター事務局への書面到達の前に行う例が少なくなく、紛争処理機関が登録者に申立書を送付しなければならない期間（手続規則第 4 条(a) 「料金の受領後 3 日（営業日）以内に・・・申立書を登録者に送付する。」参照）が開始されてしまい、方式審査の手配に苦慮する実態がある。そこで、「料金の受領後 3 日（営業日）以内に申立書を登録者に送付する。」旨を定める手続規則第 4 条 (a) (c) を、たとえば「料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）以内に・・・」と改めてはどうか（以下「提案③」という。）。

(2) 質疑応答等について

- (1) の林氏の報告を踏まえ、以下のとおり質疑応答等がなされた。

■ 電子署名が示す証明レベルの程度について

丸山氏より、WIPO における電子署名の運用状況を照会した結果について、以下のとおり報告がなされた。

- WIPO の WEB サイト上の UDRP に関する質問受付のページにおいて、WIPO における電子署名の運用状況について質問したところ、資料 6 記載のメールのとおり WIPO の Charlotte Spencer 氏から回答があり、また、同資料記載のとおり WIPO の Erik Wilbers 氏から電話による回答もなされた。

- Erik Wilbers 氏によれば、申立書における電子署名について WIPO の実務上最も多いのは、手書きで署名した箇所を含む印刷体の申立書のページを画像読み取りして PDF 化したものであるとのことである。そして、その次に多いのは、資料 7 の “Electronic Signatures” の (b) (“The use of /s/ to indicate an electronic signature (i. e. /s/John Doe)”) のタイプのものであるとのことである。

この点、いわゆる “Digital Signatures” (ここでは、認証レベルのもの、すなわち、デジタル文書の正当性を保証するために付けられる、暗号化された署名情報のような電子署名を想定している。) については、実務上、一件も見られないとのことである。それは、おそらく金銭的なコストや多大な手間を要することになるからであろうと思われる。

答弁書については、全く署名がないものも見られ、その場合には、被申立人に連絡し、答弁書に署名するよう求めるとのことである。

■ 電子署名の採否について

- 上記の WIPO の実務運用及び電子署名の採否に関する前回の議論（第 2 回 2011 年度 DRP 検討委員会議事録 6-7 頁参照）を踏まえると、現状、JP-DRP において、“Digital Signatures” のような電子署名を取り入れる必要性は乏しいものと考えられる。

■ センター事務局からの提案について

- 提案①については、現状、申立書等の提出を電子申立に一本化するという案は採用しない方針なので、将来的に電子申立に一本化する案を採用するに至った場合に改めて検討すればよいと思われる。
- 提案②及び提案③については、いずれも合理的な提案であると思われる。
- 提案②について、法人としての実態がない登録者がいることも想定されることから、登録者から代表者の資格を証明する公的証明書の提出がなくとも、手続が進行するようにしておかないと申立人に酷な結果となる。
- 現状、登録者が代表者の資格を証明する公的証明書を提出しなくとも手續が進行するようになっていると思われる。
- 提案②及び提案③は、センター事務局からの提案であるので、次回、センター運営委員会から正式に提案させていただきたいと考えている。
- 当委員会においても、次回までに提案②及び提案③について検討しておくこととする。

■ まとめ

- 前回（第 2 回 2011 年度 DRP 検討委員会議事録 2-8 頁参照）及び今回の議論を踏まえ、結論としては、UDRP 手続規則改訂を JP-DRP 手続規則に反映する案は見送ることとし、別途、センターからの提案を踏まえた JP-DRP 手続規則の改訂を検討することとする。

3. 新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することの是非について

- 我が国においては、Trademark Clearinghouse 及び Uniform Rapid Suspension (URS) に

これらの点及び前回の議論（第2回2011年度DRP検討委員会議事録8-10頁参照）を踏まえれば、現状、新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することは時期尚早であると思われる。

4. 次回までの検討事項について

- JP-DRP手続規則改訂について
 - ① UDRP手続規則改訂をJP-DRP手続規則に反映する案を見送る理由について書面作成
⇒宍戸氏、加藤
 - ② 日本知的財産仲裁センター運営委員会からの正式なJP-DRP手続規則改訂要請の有無等について確認
⇒林氏
 - ③ JP-DRP手続規則について、上記②の改訂に伴い、他に改訂の必要が生じる条項等がないか確認
⇒宍戸氏、加藤
- 新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することの是非について
 - 新gTLDにおける商標権保護策の「.jp」への適用を見送ることについての答申案を作成
⇒丸山氏
- 個人情報保護法の観点からのゾーンファイルアクセスの是非について
 - ゾーンファイルアクセスを認めない方針で答申案を作成
⇒上沼氏

5. 第4回会合の日程調整

次回の日程は、以下のとおりである。

第4回：11月11日(金)10:00～12:00 (JPNIC会議室)

6. その他

以上をもって、議事は終了した。

11:40、委員長の早川氏により閉会された。

以上